

記者発表資料
平成25年5月14日
水産業振興課
担当者：吉田、武川（2931）

宮城県水産物放射能対策連絡会議

アイナメの水揚げ自粛の解除について

宮城県水産物放射能対策連絡会議では、放射性セシウムの基準値を超える水産物を市場に流通させないため、仙台湾におけるアイナメの水揚げを自粛しておりましたが、仙台湾南部海域（別紙図面④）の自粛を下記の通り解除することとしましたのでお知らせします。

なお、今回の解除で県内全海域におけるアイナメの水揚げ自粛が解除されることとなります。

記

1 アイナメの水揚げ自粛の解除について

①解除する対象海域 仙台湾南部海域（別紙④の海域）

②対象魚 アイナメ

③水揚げ開始日 平成25年5月15日

④水揚げ自粛の解除を決定した理由

本年4月25日から5月9日までに、仙台湾南部海域の3地点で採取したアイナメに含まれる放射性セシウムの検査結果がすべて50ベクレル/kgを下回っていたこと。

2 その他の対応

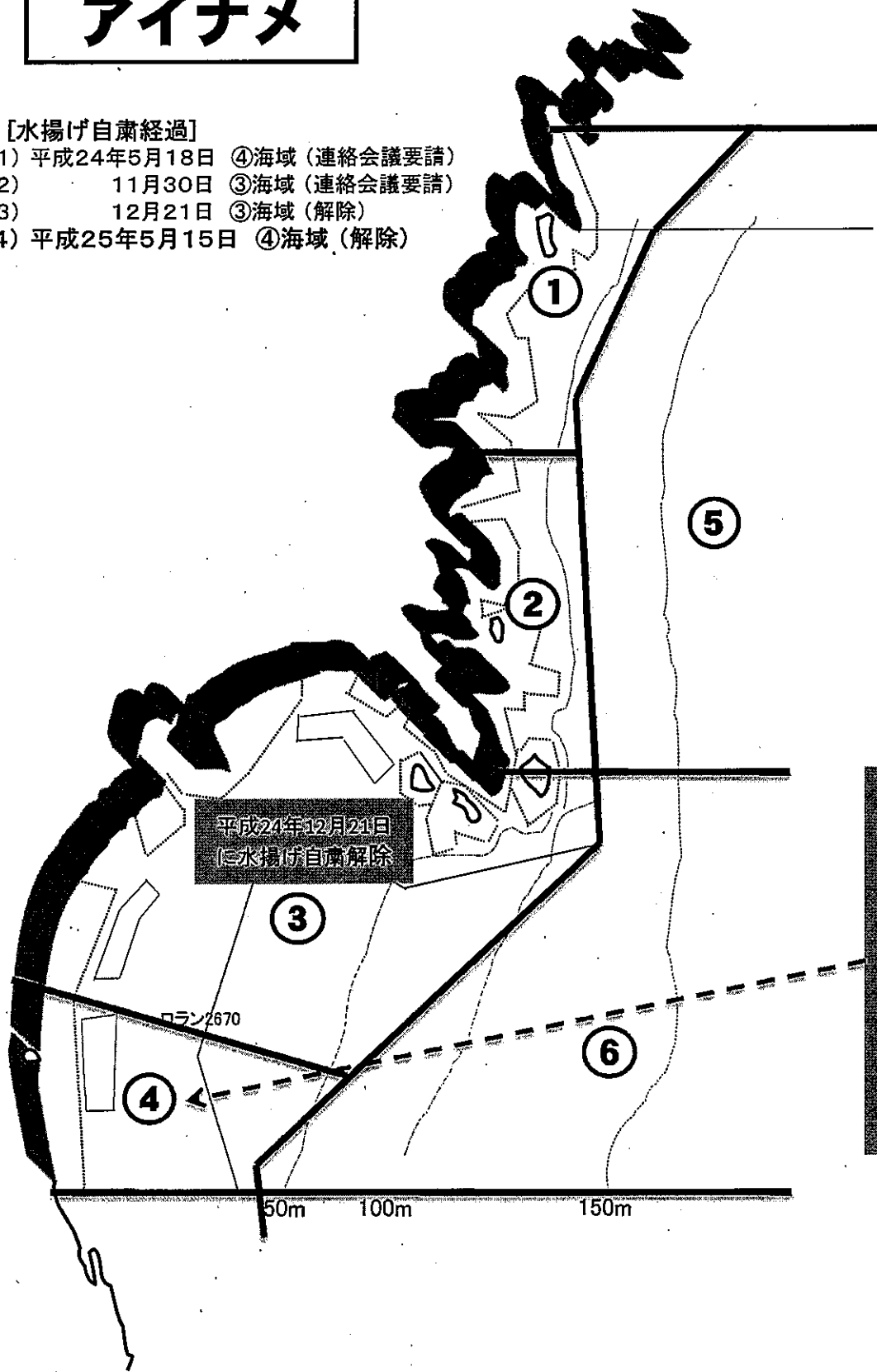
今回、自粛解除した海域におけるアイナメの検査を継続する。

(平成25年5月15日現在)

アイナメ

[水揚げ自粛経過]

- 1) 平成24年5月18日 ④海域 (連絡会議要請)
- 2) 11月30日 ③海域 (連絡会議要請)
- 3) 12月21日 ③海域 (解除)
- 4) 平成25年5月15日 ④海域 (解除)



今回、会議から水揚げ自粛を解除する④仙台湾南部海域